

# ○後志広域連合介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則

平成21年7月28日  
規則第17号

(趣旨)

**第1条** この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

**第2条** 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について様式第1号により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

**第3条** 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、様式第2号により行うものとする。

(区分の変更の届出)

**第4条** 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、様式第1号により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

**第5条** 広域連合長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、北海道又は市町村に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

**第6条** この規則に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表

- (1) 介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書・再開届出書 様式第1号（第2条関係）
- (2) 介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更） 様式第2号（第3条関係）

※様式は未掲載